

第275回一関市教育委員会定例会

日時 令和7年3月24日（月）

午後1時00分から

場所 川崎市民センター

1 開 会

2 議 事

議事日程第1 議案第3号 教育機関の長の任命に関し議決を求めることについて

議事日程第2 議案第4号 一関市文化財調査委員の任命に関し議決を求めることについて

議事日程第3 議案第5号 一関市立小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則の制定について

3 報 告

(1) 令和7年度予算の概要（教育費等）について (資料No.1)

(2) 教育委員会への要望について (資料No.2)

(3) 行事報告及び行事予定について (資料No.3)

4 その他

5 閉 会

第275回一関市教育委員会定例会議案件名表

議案第3号	教育機関の長の任命に関し議決を求めることについて
議案第4号	一関市文化財調査委員の任命に関し議決を求めることについて
議案第5号	一関市立小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則の制定について

議案第3号

教育機関の長の任命に関し議決を求めることについて

次のとおり教育機関の長を任命することについて、議決を求める。

1 任命

(1) 博物館等（任期 令和7年4月1日～令和8年3月31日）

職	氏名	備考
芦東山記念館名誉館長	中村安宏	再任
石と賢治のミュージアム館長	菅原 淳	再任

令和7年3月24日提出

一関市教育委員会教育長 時 枝 直 樹

理由

教育機関の長の任期満了等に伴い、新たに任命しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第4号

一関市文化財調査委員の任命に関し議決を求めることについて

次のとおり一関市文化財調査委員の任命をすることについて、議決を求める。

1 任命(発令:令和7年4月1日付け、任期:令和7年4月1日～令和9年3月31日)

No.	氏名	年齢	住所	選出区分	専門分野	備考
1	千葉 信胤	63	一関市	全市枠	民俗(民俗芸能)	
2	工藤 武	73	一関市	全市枠	考古(中世)	
3	菊池 薫	71	一関市	全市枠	建築	
4	大島 晃一	72	一関市	全市枠	歴史(近世)	
5	政次 浩	58	仙台市	全市枠	美術工芸	新任
6	西 幸子	63	一関市	地域枠	歴史	
7	佐々木繁喜	69	一関市花泉町	地域枠	地質、考古	
8	山川 純一	52	一関市花泉町	地域枠	考古	
9	及川 雅晴	72	一関市大東町	地域枠	民俗、郷土史	
10	佐野 修弘	72	一関市大東町	地域枠	歴史	
11	千葉 浩	62	一関市千厩町	地域枠	郷土史	
12	菅原 良太	48	一関市千厩町	地域枠	歴史、郷土史	
13	佐藤 育郎	77	一関市東山町	地域枠	郷土史	新任
14	小山 真正	70	一関市室根町	地域枠	歴史、郷土史	新任
15	海野 哲彦	70	一関市川崎町	地域枠	歴史、郷土史	
16	八巻 徹	71	一関市藤沢町	地域枠	歴史、郷土史	
17	金野 壮	68	一関市藤沢町	地域枠	郷土史	

令和7年3月24日提出

一関市教育委員会教育長 時 枝 直 樹

理由

委員の任期満了に伴い任命しようとするものである。これがこの議案を提出する理由である。

議案第5号

一関市立小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則の制定について

一関市立小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則（平成17年一関市教育委員会規則第14号）の全部を改正する。

令和7年3月24日提出

一関市教育委員会教育長 時 枝 直 樹

一関市立小中学校に就学すべき者の学校の指定及び変更並びに区域外就学に関する規則

一関市立小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則（平成17年一関市教育委員会規則第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）に基づく一関市立小中学校に就学すべき者の学校の指定及び変更並びに区域外就学に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定学校 政令第5条第2項の規定による就学すべき学校をいう。
- (2) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第16条に規定する者をいう。
- (3) 児童生徒 法第18条に規定する者をいう。
- (4) 学区外就学 指定学校以外の一関市立小中学校に就学させることをいう。
- (5) 区域外就学 一関市に住所を有しない児童生徒を一関市立小中学校に就学させること又は一関市に住所を有する児童生徒を一関市立小中学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させることをいう。

（就学すべき学校の指定）

第3条 一関市立小中学校に就学すべき者の指定学校は、一関市教育委員会が特に認める

場合を除き、別表1のとおりとする。

(学区外就学又は区域外就学の申請を許可する基準)

第4条 教育長は、別表2の左欄に掲げる許可事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可事由の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる許可期間の範囲内で、学区外就学又は区域外就学の申請を許可することができる。

(学区外就学の申請)

第5条 児童生徒を学区外就学させようとする保護者は、学区外就学許可申請書(様式第1号)及び別表2の左欄に掲げる許可事由の区分に応じ、同表の中欄に掲げる添付書類を教育長に提出しなければならない。

(学区外就学の許可又は不許可)

第6条 教育長は、前条の申請書を受理したときは、別表2の左欄に掲げる許可事由に該当するか審査し、学区外就学を適当と認めたときは、保護者及び指定学校の学校長並びに許可後に通学すべき学校の学校長に対して、学区外就学許可通知書(様式第2号及び様式第3号)により通知するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、学区外就学を許可しないときは、保護者に対して学区外就学不許可通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(区域外就学の申請)

第7条 一関市に住所を有しない児童生徒を一関市立小中学校に就学させようとする保護者は、区域外就学許可申請書(様式第5号)及び別表2の左欄に掲げる許可事由の区分に応じ、同表の中欄に掲げる添付書類を教育長に提出しなければならない。

(協議)

第8条 政令第9条第2項の規定による協議は、区域外就学協議書(様式第6号)により行うものとする。

(区域外就学の許可又は不許可)

第9条 教育長は、前条の協議が成立したときは、保護者及び許可後に通学すべき学校の学校長に対して、区域外就学許可通知書(様式第7号及び様式第8号)により通知するものとする。

2 教育長は、前条の協議が成立しないときは、保護者に対して区域外就学不許可通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(同意)

第10条 教育長は、政令第9条2項の規定による他の市町村教育委員会からの協議に同意する場合は、区域外就学同意書(様式第10号)により通知するものとする。

2 教育長は、前項の同意をしたときは、指定学校の学校長に対し、区域外就学の同意に

係る通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（区域外就学の届出）

第11条 一 関市に住所を有する児童生徒を一関市立小中学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする保護者は、区域外就学届（様式第12号）に就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、教育長に届け出なければならない。

（許可の取消）

第12条 教育長は、学区外就学又は区域外就学の許可を受けた児童生徒の保護者が、申請書その他添付書類に事実と相違している事項を記載したと認めるときは、当該許可を取り消すことができる。

2 前項の規定により許可を取り消したときは、保護者及び通学を許可した学校の学校長に対して、学区外就学・区域外就学許可取消通知書（様式第13号及び第14号）により通知するものとする。

（保護者の届出）

第13条 学区外就学又は区域外就学を許可された児童生徒の保護者は、申請書に記した理由に変更が生じた場合には、その旨を届け出なければならない。

（学区外就学及び区域外就学の終了）

第14条 学区外就学又は区域外就学を許可された児童生徒の保護者は、学区外就学及び区域外就学を終了するときは、学区外就学・区域外就学終了届出書（様式第15号）により届け出るものとする。

（許可期間満了通知）

第15条 教育長は、学区外就学又は区域外就学の許可期間が満了したときは、許可期間が満了する1か月前までに、保護者に対し、学区外就学・区域外就学許可期間満了通知書（様式第16号）により通知するものとする。ただし、当該児童生徒が通学を許可した学校を卒業し、私立学校に就学し、又は特別支援学校に就学する場合にあっては、この限りでない。

（補則）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

この規則の施行の際、既に学区外就学又は区域外就学をしている者は、この規則により許可を受けているものとみなす。

別表 1 (第 3 条関係)

1 小学校

学校名	通学区域
一関市立一関 小学校	一関地区 一関 1 区、一関 2 区、一関 3 区、一関 4 区、銀座区、大町区、一関12区、一関13区、一関14区、一関15区、一関16東区、一関16中区、一関16西区、一関17区、一関18区、関が丘 1 区、関が丘 2 区、関が丘 5 区、関が丘 6 区
	真滝地区 三関 1 区、三関 2 区、三関 3 区、三関 4 区、真滝 2 区、真滝 3 区、真滝 4 区、真滝 5 区、真滝 6 区、真滝 9 区の一部（滝沢字滝平、滝沢字宮田、滝沢字日影の一部）
一関市立山目 小学校	山目地区 宮下区、宮前区、中央区、竹山区、五代区、銅谷区、前田区、三反田 1 区、三反田 2 区、中野区、境区、青葉 1 区、青葉 2 区、幸区、山目 6 区、才天区、十二神区、末広 1 区、末広 2 区、山目11区、山目12区、山目13区、山手区、沢内区
一関市立一関 市立赤荻小学 校	山目地区 山目 7 一北区、山目 7 一南区、山目 8 区、共林区、中通区、中条区、宿区、山目10区
一関市立中里 小学校	中里地区 全区
一関市立滝沢 小学校	真滝地区 真滝 7 区、真滝 8 区、真滝 9 区（滝沢字滝平、滝沢字宮田、滝沢字日影の一部を除く。）、真滝10区、真滝11区、真滝12区（真柴字燕沢、真柴字堀場、真柴字中屋敷の一部を除く。）、水口区
一関市立南小 学校	一関地区 一関 5 区、一関 6 区、一関 7 区、一関 8 区、一関 9 区、一関 19 区、一関20区、高崎区、釣親区、台東区、関が丘 3 区、関が丘 4 区
	真滝地区 真滝12区の一部（真柴字燕沢、真柴字堀場、真柴字中屋敷の一部）、真滝13区、東中田区、真滝14区、真滝15区
	萩荘地区 萩荘 2 区の一部（萩荘字鍋倉の一部）
一関市立弥栄 小学校	弥栄地区 全区

一関市立萩荘 小学校	萩荘地区 萩荘1区、脇田郷区、川崎区、駒下区、高梨区、萩荘2区（萩荘字鍋倉の一部を除く。）、萩荘3区、萩荘4区、萩荘5区、萩荘6区、萩荘7区、萩荘9区、萩荘10区、萩荘11区
一関市立巖美 小学校	巖美地区 全区
一関市立舞川 小学校	舞川地区 全区
一関市立花泉 小学校	永井地区 全区
	涌津地区 全区
	油島地区 全区
	花泉地区 全区
	老松地区 全区
	日形地区 全区
	金沢地区 全区
一関市立大原 小学校	大原地区 全区
一関市立大東 小学校	摺沢地区 全区
	渋民地区 全区
一関市立興田 小学校	興田地区 全区
一関市立猿沢 小学校	猿沢地区 全区
一関市立千厩 小学校	千厩地区 全区
	小梨地区 全区
	清田地区 全区
	奥玉地区 全区
	磐清水地区 全区
一関市立東山	長坂地区 全区

小学校	田河津地区 全区
	松川地区 全区
一関市立室根 小学校	折壁地区 全区
	矢越地区 全区
	津谷川地区 全区
一関市立川崎 小学校	薄衣地区 全区
	門崎地区 全区
一関市立藤沢 小学校	藤沢地区 全区
	西口地区 全区
	黄海地区 藤沢23区
	徳田地区 全区
	砂子田地区 全区
	増沢地区 全区
	新沼地区 全区
	保呂羽地区 全区
	大籠地区 全区
一関市立黄海 小学校	黄海地区 藤沢23区を除く全区

備考 この表において区とは、一関市行政区及び行政区長に関する要綱（令和2年3月31日告示第86号）第2条において規定する行政区をいう。

2 中学校

学校名	通学区域
一関市立一関 中学校	一関市立南小学校の通学区域
一関市立磐井 中学校	一関市立山目小学校、一関市立赤荻小学校及び一関市立中里小学校の通学区域
一関市立一関 東中学校	一関市立滝沢小学校及び一関市立弥栄小学校の通学区域

一関市立桜町 中学校	一関市立一関小学校の通学区域
一関市立萩荘 中学校	一関市立萩荘小学校の通学区域
一関市立巖美 中学校	一関市立巖美小学校の通学区域
一関市立舞川 中学校	一関市立舞川小学校の通学区域
一関市立花泉 中学校	一関市立花泉小学校の通学区域
一関市立大東 中学校	一関市立大原小学校、一関市立大東小学校、一関市立興田小学校及び一関市立猿沢小学校の通学区域
一関市立千厩 中学校	一関市立千厩小学校の通学区域
一関市立東山 中学校	一関市立東山小学校の通学区域
一関市立室根 中学校	一関市立室根小学校の通学区域
一関市立川崎 中学校	一関市立川崎小学校の通学区域
一関市立藤沢 中学校	一関市立藤沢小学校及び一関市立黄海小学校の通学区域

別表2（第4条、第5条、第6条、第7条及び第8条関係）

許可事由	添付書類	許可期間	
1 特別支援学級に入級すべき児童又は生徒で、指定学校に入級すべき当該特別支援学級がないとき		事由喪失まで	
2 交通環境、通学の安全上等から、特に配慮を要すると認められるとき		学年末又は卒業年度終了まで	
3 両親がともに勤務している等により、他に保護者に代わって保護する者がいない場合で、次の各号に掲げる事由に該当するとき			
(1) 祖父母等が両親に代わって保護し、祖父母等の住所を通学区域とする学校に通学させるとき	保護者の勤務証明書、児童生徒保護証明書及び保護する者の住民票	事由喪失まで	
(2) 指定の通学区域内に利用可能な放課後児童クラブがない等、やむを得ない理由で他の小学校の通学区域内にある放課後児童クラブを利用するとき	保護者の勤務証明書及び指定の通学区域内の放課後児童クラブが発行する確認書等	事由喪失まで	
4 保護者が自営業等に従事しており、その事業を営む店舗等から通学させるとき	自営業従事申告書	事由喪失まで	
5 家屋の建築等により住所異動の予定があつて、異動するまでの間、異動先の住所を通学区域とする学校に通学させたいとき	建築確認通知書の写し又は事実を証する書類の写し	異動予定先に住民登録をするまで	
6 学年の途中で通学区域外に転居したが、在籍している学校に引き続き通学させたいとき		小学校第5学年及び第6学年又は中学校全学年の児童生	卒業年度末まで

		徒	
		小学校第1 学年から第 4学年まで の児童	当該学年末 まで
7 兄弟姉妹が学区外就学又は区域 外就学の許可を受けて希望学校に 在籍しているとき		兄弟姉妹の許可された 期間	
8 その他、特に教育的配慮が必要 と認められるとき		必要と認められる期間	

学区外就学許可申請書

年 月 日

一関市教育委員会教育長 様

申請者（保護者）

住 所 一関市

氏 名

連絡先

下記の児童生徒について、学区外就学を許可くださるよう申請します。

なお、登下校については保護者が一切責任を持ちます。

記

児 童 生 徒 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
現 就 学 校 ・ 学 年	一関市立 学校 第 学年
指 定 学 校	一関市立 学校
就学を希望する学校	一関市立 学校
申 請 期 間	年 月 日～ 年 月 日
理 由	

（注）各種証明書を添付のこと

第 号
年 月 日

様

一関市教育委員会教育長

学区外就学許可通知書

年 月 日付けで申請のあった学外就学許可申請について、下記のとおり許可しますので通知します。

記

児童生徒氏名	(第 学年)
生 年 月 日	年 月 日
就学を許可する学校	一関市立 学校
就学を許可する期間	年 月 日～ 年 月 日
許可理由	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・通学にあたっては最も合理的な経路及び方法により、事故等に十分に注意し、保護者が責任を持って行うこと。 ・許可することになった理由が消滅した場合は、期間内であっても速やかにその旨を届け出し、指定学校に就学すること。

第 号
年 月 日

長 様

一関市教育委員会教育長

学区外就学許可通知書

標記について、下記のとおり許可したので通知します。

記

児 童 生 徒 氏 名	(第 学年)		
生 年 月 日	年 月 日		
保 護 者 氏 名		続 柄	
住 所			
就学を許可する学校	一関市立 学校		
指 定 学 校	一関市立 学校		
就学を許可する期間	年 月 日～ 年 月 日		
許 可 理 由			

第 号
年 月 日

様

一関市教育委員会教育長

学区外就学不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった学区外就学許可申請について、下記のとおり不許可としたので、指定学校へ就学するよう通知します。

記

児童生徒氏名	
生 年 月 日	年 月 日
指 定 学 校	
不 許 可 の 理 由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、一関市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、一関市を被告として（訴訟において一関市を代表する者は一関市教育委員会教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

区域外就学許可申請書

年 月 日

一関市教育委員会教育長 様

申請者（保護者）

住 所

氏 名

連絡先

下記の児童生徒について、区域外就学を許可くださるよう申請します。

なお、登下校については保護者が一切責任を持ちます。

記

ふ り が な 児 童 生 徒 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
就 学 を 希 望 す る 学 校 ・ 学 年	一関市立 学校 第 学年
住 民 登 録 地	
居 住 地	
申 請 期 間	年 月 日～ 年 月 日
理 由	

（注）各種証明書を添付のこと

第 号
年 月 日

様

一関市教育委員会教育長

区域外就学協議書

貴市町村に住所がある下記児童生徒の保護者より、一関市立学校への区域外就学の申請がありましたので、学校教育法施行令第9条第2項に基づき協議します。

記

児 童 生 徒 氏 名	(第 学年)		
生 年 月 日	年 月 日		
保 護 者 氏 名		続柄	
児 童 生 徒 の 住 民 登 録 地			
児 童 生 徒 の 居 住 地			
就 学 を 希 望 す る 学 校	一関市立 学校		
就 学 を 許 可 す る 期 間	年 月 日～ 年 月 日		
理 由			

第 号
年 月 日

様

一関市教育委員会教育長

区域外就学許可通知書

年 月 日付けで申請のあった区域外就学許可申請について、下記のとおり許可しますので通知します。

記

児童生徒氏名	(第 学年)
生 年 月 日	年 月 日
就学を許可する学校	一関市立 学校
就学を許可する期間	年 月 日～ 年 月 日
許可理由	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・通学にあたっては最も合理的な経路及び方法により、事故等に十分に注意し、保護者が責任を持って行うこと。 ・許可することになった理由が消滅した場合は、期間内であっても速やかにその旨を届け出し、指定学校に就学すること。

第 号
年 月 日

長 様

一関市教育委員会教育長

区域外就学許可通知書

標記について、下記のとおり許可したので通知します。

記

児 童 生 徒 氏 名	(第 学年)		
生 年 月 日	年 月 日		
保 護 者 氏 名		続 柄	
住 民 登 録 地			
居 住 地			
就 学 を 許 可 す る 学 校	一関市立 学校		
指 定 学 校			
就 学 を 許 可 す る 期 間	年 月 日～ 年 月 日		
許 可 理 由			

様

一関市教育委員会教育長

区域外就学不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった区域外就学許可申請について、下記のとおり不許可としたので指定学校に就学するよう通知します。

記

児 童 生 徒 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
指 定 学 校	
不 許 可 の 理 由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、一関市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、一関市を被告として（訴訟において一関市を代表する者は一関市教育委員会教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第10号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

一関市教育委員会教育長

区域外就学同意書

下記の児童生徒に対する学校教育法施行令第9条第2項による協議に同意いたします。

記

児童生徒氏名	(第 学年)		
生 年 月 日	年 月 日		
保護者氏名		続柄	
住民登録地			
居住地			
就学を希望する 学 校			
就学を許可する期間	年 月 日～ 年 月 日		
理 由			

第 号
年 月 日

長 様

一関市教育委員会教育長

区域外就学の同意に係る通知書

標記について、 教育長から協議があり、下記のとおり同意したので通知します。

記

児 童 生 徒 氏 名	(第 学年)		
生 年 月 日	年 月 日		
保 護 者 氏 名		続 柄	
住 民 登 録 地			
居 住 地			
就 学 を 許 可 す る 学 校	一関市立 学校		
指 定 学 校			
就 学 を 許 可 す る 期 間	年 月 日～ 年 月 日		
許 可 理 由			

区域外就学届出書

年 月 日

一関市教育委員会教育長 様

届出者（保護者）

住 所

氏 名

連絡先

学校教育法施行令第9条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

児 童 生 徒 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
現 住 所	一関市
就 学 する 学 校	
指 定 学 校	一関市立 学校
就 学 開 始 年 月 日	年 月 日

※ この届出書は、国・県・私立の小中学校・中等教育学校に就学する場合に提出してください。

※ 就学学校が発行する入学許可証等の写しを添付してください。

様

一関市教育委員会教育長

学区外就学・区域外就学許可取消通知書

年 月 日付けで通知した学区外就学・区域外就学許可については、下記のとおり取り消したので、指定学校へ就学するよう通知します。

記

児 童 生 徒 氏 名	(第 学年)
生 年 月 日	年 月 日
就学許可を取り消す 学 校	一関市立 学校
指 定 学 校	
取 消 し の 理 由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、一関市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、一関市を被告として（訴訟において一関市を代表する者は一関市教育委員会教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

長 様

一関市教育委員会教育長

学区外就学・区域外就学許可取消通知書

標記について、下記のとおり取り消したので、通知します。

記

児 童 生 徒 氏 名	(第 学年)		
生 年 月 日	年 月 日		
保 護 者 氏 名		続 柄	
住 所			
就学許可を取り消す 学 校	一関市立 学校		
指 定 学 校			
取 消 し の 理 由			

様式第15号（第14条関係）

学区外就学・区域外就学終了届出書

年 月 日

一関市教育委員会教育長 様

届出者（保護者）

住 所

氏 名

連絡先

下記の児童生徒について、学区外就学・区域外就学を終了することについて届け出ます。

記

児 童 生 徒 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
現 就 学 校 名 ・ 学 年	学校 第 学年
学 区 外 ・ 区 域 外 就 学 終 了 後 の 就 学 校	
学 区 外 ・ 区 域 外 就 学 を 終 了 す る 日	
理 由	

第 号
年 月 日

様

一関市教育委員会教育長

学区外就学・区域外就学許可期間満了通知書

下記の学区外就学・区域外就学について、許可期間が満了になりますので、指定学校に転入学するよう通知します。

記

児童生徒氏名	
生 年 月 日	年 月 日
現 就 学 校	一関市立 学校
指 定 学 校	
就学を許可する期間	年 月 日～ 年 月 日
転学手続き期限	年 月 日

理由

一関市立小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則(平成17年一関市教育委員会規則第14号)(以下、「規則」という。)に基づき指定している学校について、特別な事情がある場合に限り学校の指定の変更(以下、「学区外就学」という。)及び区域外就学の許可を行っているが、当該行為は学校教育法施行令に基づく行政処分にあたることから、現行の規則に学区外就学及び区域外就学の申請並びに許可に関する条項を追加し、規則の全部を改正しようとするもの。

なお、現行の一関市立小中学校に就学すべき者の学校の指定の変更(学区外就学)及び区域外就学に関する事務取扱要領はこれを廃止する。